

富山県後期高齢者医療広域連合告示第 16 号

議決予算の公表について

令和 8 年 7 月富山県後期高齢者医療広域連合議会定例会において議決された次の予算を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 28 日

富山県後期高齢者医療広域連合長 出町 譲

- 1 令和 8 年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 12 号

令和 8 年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度富山県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計の
補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 375,276 千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 193,576,229 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 7 月 28 日提出

富山県後期高齢者医療広域連合長 出町 譲

令和 8 年 7 月 28 日 原案可決

富山県後期高齢者医療広域連合議会
議長 桜 井 森 夫

別表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		1	375, 276	375, 277
	1 繰越金	1	375, 276	375, 277
歳 入 合 計		193, 200, 953	375, 276	193, 576, 229

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		24, 151	375, 276	399, 427
	1 償還金及び 還付加算金	24, 151	375, 276	399, 427
歳 出 合 計		193, 200, 953	375, 276	193, 576, 229